

稲沢市監査公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年3月31日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	吉	川	隆之

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

- (1) 名称 社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

〔所管部課：福祉保健部 福祉課〕

- (2) 範囲 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業のうち、次の施設管理業務及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行について

ア 公の施設の指定管理者監査

協定の名称	稲沢市身体障害者福祉センター等の管理運営に関する基本協定
平成 27 年度 指定管理料	23,706,000 円 (内福祉課分は 23,203,000 円)
対象の施設名	稲沢市身体障害者福祉センター(以下「身体障害者福祉センター」という。) 稲沢市稲葉老人福祉センターあすなろ館(以下「あすなろ館」という。) 稲沢市働く婦人の家(以下「働く婦人の家」という。)

イ 財政援助団体監査

補助金の名称	稲沢市社会福祉団体補助金
平成 27 年度 補助金額	66,252,000 円
補助金の目的	社会福祉の目的をもって組織する団体の活動を助成し、もって社会福祉の向上に資すること

第 2 監査の期間

平成 29 年 1 月 16 日から平成 29 年 2 月 27 日まで

第3 監査の方法

社会福祉協議会に対しては、基本協定書、年度協定書、補助金等交付申請書、事業報告書、決算書及び指定管理料の出納並びに補助金の出納に係る書類等の提示を求め、関係職員より説明を聴取し、当該指定管理料及び補助金はその目的に従って適正に使用されているか、出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、社会福祉協議会への指定管理料及び補助金の出納に係る指導監督が適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

第4 説明聴取日及び場所

(1) 監査委員による監査

説明聴取日	場 所
平成 29 年 2 月 27 日	社会福社会館

(2) 補助職員による監査

説明聴取日	場 所
平成 29 年 2 月 6 日	監査委員事務局及び社会福社会館

第5 事業の概要

(1) 監査団体の概要

稲沢市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に、市町村合併により平成 17 年 4 月 1 日に設立された。平成 25 年 4 月から「障害福祉サービス事業所まつつき」を開設した。平成 27 年 4 月から祖父江支所と平和支所を合併し、西部支所を平和らくらくプラザに設置した。

(2) 指定管理業務

ア 平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで市から指定管理者の指定を受け、次の業務を行っている。

- (ア) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (イ) 利用許可及び利用許可の取消し等に関する業務
- (ウ) 身体障害者の福祉の増進を図る業務
- (エ) その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

イ 指定管理事務手続

- (ア) 基本協定締結日
平成 25 年 11 月 14 日
- (イ) 指定期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (ウ) 年度協定締結日
平成 27 年 4 月 1 日
- (エ) 年度協定期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (オ) 年度業務実績報告日
平成 28 年 3 月 31 日

ウ 決算状況

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

項 目	決 算 額	施設管理事業費に 対する割合
施設管理事業費	(円) 23,706,000	(%) —
指 定 管 理 料	23,706,000	100.0

※決算承認後、余剰金は精算金として翌年度に市へ返還

エ 施設の利用状況

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

身体障害者福祉 センター	あすなろ館	働く婦人の家	合 計
6,144 人	15,906 人	13,746 人	35,796 人

(3) 補助事業

ア 補助金交付申請等手続

(ア) 補助の目的

社会福祉の目的をもって組織する団体の活動を助成し、もって社会福祉の向上に資すること

(イ) 交付申請日

平成 27 年 4 月 6 日

(ウ) 交付決定日

平成 27 年 4 月 14 日

(エ) 実績報告日

平成 28 年 3 月 31 日

イ 決算状況

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

項 目	決 算 額	総事業費に対する割合
総 事 業 費	(円) 292,032,126	(%) —
市 補 助 金	66,252,000	22.7
県社協補助金	32,000	0.0
その他事業収益	224,483,126	76.9
施設整備収入	1,265,000	0.4

※決算承認後、余剰金は精算金として翌年度に市へ返還

ウ 事業活動の概要

低所得者への援護に関する事業

児童福祉事業

老人福祉事業

心身障害者(児)福祉事業

その他市長が認めた事業

第6 監査の結果

指定管理業務及び補助事業については、出納その他の事務は条例等関係諸法令及び協定書に基づき管理し、目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、注意を要するものとした事項は次のとおりである。

〔留意事項〕

○社会福祉協議会

訪問介護事業については規模が小さく採算性が低いので、今後の経営について他市の社会福祉協議会での見直しの動きとも歩調を合わせて検討されたい。

○福祉課（所管課）

- (1) 社会福祉協議会補助金は人件費を賄う運営費補助であるので、補助金等検討委員会のあり方に関する最終提言書に示されているように、事業収益で少しでも法人運営部門の人件費が賄えるよう務められ、可能な限り事業費補助に切り替える視点を持たれたい。
- (2) 身体障害者福祉センター利用の細かな分析を行ない、効果的効率的な運営で利用増を図り、障害者福祉の推進に寄与されたい。
- (3) 指定管理者が提出する事業計画書及び事業報告書等の内容について、所管課としてのチェック体制の強化及び指導に努められたい。